

1 監事第 1 号
令和元年6月14日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
理事長 平 朝 彦 殿

監事 鷺尾 幸久

監事 前田 裕子

平成30事業年度監事監査の結果（通知）

平成30事業年度監事監査実施計画に基づき実施した平成30事業年度監事監査の結果について、監事監査要綱第6に基づき別添のとおり通知します。

平成 30 年度監事監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）の平成 30 事業年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）の業務、業務実績等報告書、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下の通り報告する。

I 監査の方法及びその内容

私たち監事は、平成 30 年度監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、横須賀本部及び各拠点において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が、通則法及び個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

特に、平成 30 年度は、第 3 期中期計画の最終年度であり、重点監査項目として、産学連携によるイノベーションの創出と成果の社会還元の推進状況について、役職員等からの説明を受けた。また、機構の大きな支出項目であり、その契約形態について検討が求められている船舶運航委託契約については、船舶運航委託契約改善実行委員会を傍聴するなど、業務の実施過程を含め、状況を確認した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告と、財務諸表等の監査結果についての説明を受けた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査結果

1 業務実施状況

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2 内部統制システム及び運用状況

業務方法書に基づく内部統制システムの適正な運用と理事長のマネジメントについて、指摘すべき重要な事項は認められない。

また、「組織における共通的問題改善ワーキンググループ」による検討結果に基づき、経営者による監督機能の強化、責任の所在の明確化などの組織の構造改革や、組織の信頼性を維持向上するためのリスク排除に取り組み、積極的なガバナンスの充実・強化に努めている。

なお、内部統制の基盤となる情報システムの管理に当たっては、システムの高度化に加え情報セキュリティ対応に必要な人材の確保・育成、更には、役職員個人のサイバーセキュリティに対する意識改革の確実な推進を期待する。

3 役員の職務執行に関する違法、不当な行為

役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事案は認められない。

4 財務諸表等についての意見

財務諸表等は、必要な事項を正しく示しており、適正かつ妥当であると認める。なお、会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても相当であると認める。

5 業務実績等報告書及び事業報告書についての意見

自己評価会議に出席し、中期計画に基づく研究の確実な進展、目標の達成状況及び効率的な業務運営の実施状況については、業務実績等報告書などから、適正な業務運営が行われたこと及び理事長による自己評価決定手続きが適正に行われたことを確認した。

なお、平成 30 年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 役員の報酬は、職務内容の特性や業務の実績、参考となる他法人及び民間企業との比較などを考慮すると、それぞれの報酬水準は妥当である。また、職員の給与水準は、業務の実績や勤務成績等が反映されており妥当である。なお、役職員の報酬・給与等については、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。
- 2 随意契約の適正化を含めた契約の状況については、「契約監視委員会」において適宜適確に点検しており、公平性・透明性が確保され、合理的な調達が実施されていることを確認した。特に、第4期中長期計画における「研究船の運航支援及び調査支援に関する業務委託」に係る契約プロセスの見直し改善は評価できる。
また、「平成30年度調達等合理化計画」については、計画策定時の点検、実施状況の点検及び自己評価結果の点検を行い、当該計画が着実に実施されたことを確認した。なお、「契約監視委員会」の審議概要は、機構のホームページにおいて適正に公表されていることを確認した。
- 3 保有資産の見直し等は、管理の合理化を含め、適正に実施されていることを確認した。

令和元年6月14日

国立研究開発法人 海洋研究開発機構

監 事 鷺 尾 幸 久

監 事 前 田 裕 子